新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月1日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第9号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程 新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程(平成20年新潟市民病院管理規程第2

5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第27号」を「、第27号並びに第34号」に改め、同条に次の1号を加える。

(34) 長期収載品の選定療養に係る自己負担額

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第15号に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)のある同号に規定する新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて条例第3条第1項の規定により算出した額とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この規程の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。